

令和 7 年第 3 回臨時会

津 別 町 議 会 会 議 録

令和 7 年第 3 回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 令和 7 年 5 月 22 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 7 年 5 月 28 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 令和 7 年 5 月 28 日 午前 10 時 59 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 渡 邊 直 樹

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	巴 光 政	○	○	6	佐 藤 久 哉	○	○
2	篠 原 眞稚子	○	○	7	高 橋 剛	○	○
3	細 川 博 行	○	○	8	小 林 教 行	○	○
4	山 内 彬	○	○	9	渡 邊 直 樹	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐 藤 多 一	○	監 査 委 員	藤 村 勝	○
教 育 長	近 野 幸 彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊 藤 泰 広	○	生涯学習課長	谷 口 正 樹	○
総 務 課 長	森 井 研 児	○	生涯学習課長補佐	坂 井 隆 介	○
総 務 課 長 補 佐	高 橋 洋 行	○	監査委員事務局長	斉 藤 尚 幸	○
住 民 企 画 課 長	迫 田 久	○	監査委員事務局次長	松 木 紀 幸	○
住民企画課参事	加 藤 端 陽				○
税 務 財 政 課 長	菅 原 文 人	○			
税務財政課長補佐	小 西 美 和 子	○			
保 健 福 祉 課 長	仁 部 真 由 美	○			
保健福祉課長補佐	兼 平 昌 明				
保健福祉課主幹	向 平 亮 子	○			
保健福祉課主幹	丸 尾 美 佐	○			
産 業 振 興 課 長	石 川 勝 己	○			
産業振興課長補佐	渡 辺 新	○			
建 設 課 長	中 橋 正 典	○			
建設課長補佐	土 田 直 美	○			
会 計 管 理 者	丸 尾 達 也	○			
庶 務 係 長	成 田 ゆ か り	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	斉 藤 尚 幸	○	総 務 係	松 嶋 祥 己	○
総 務 係 長	寺 田 好	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	5 番 山田 英孝 6 番 佐藤 久哉
2			会期の決定	自 5 月 28 日 1 日間 至 5 月 28 日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	同意	4	津別町監査委員の選任について	
6	〃	5	固定資産評価員の選任について	
7	承認	2	専決処分の承認を求めることについて (令和 6 年度津別町一般会計補正予算 (第 11 号) について)	
8	〃	3	専決処分の承認を求めることについて (令和 6 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) について)	
9	〃	4	専決処分の承認を求めることについて (令和 6 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号) について)	
10	〃	5	専決処分の承認を求めることについて (令和 6 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算 (第 5 号) について)	
11	議案	26	津別町税条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	27	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
13	〃	28	財産の取得について (小・中学校情報教材 (タブレット))	
14	議案	29	財産の取得について (除雪トラック)	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

たたいまより、令和 7 年第 3 回津別町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

5 番 山 田 英 孝 君 6 番 佐 藤 久 哉 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（斉藤尚幸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） 〔登壇〕 おはようございます。

本日ここに第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第2回定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告であります。去る3月24日、小林ニットウェア株式会社相談役 小林寛樹様がご逝去されました。故人は、平成元年の「株式会社Kニットツベツ」の開業に携わり、本町と本社のある南アルプス市との交流促進の中心的役割を果たされ、永きにわたり本町の活性化と振興にご尽力をいただきました。

生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

次に、寄附についてであります。3月17日、網走信用金庫様より、網走信用金庫創立100周年を記念し、まちづくりに役立ててほしいと100万円のご寄附をいただいたところであります。ご厚志に深く感謝申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、ふるさと納税についてであります。令和6年度の寄附実績は、3,729件、5,761

万 2,000 円で、前年度の 5,244 件、8,910 万 9,000 円と比較し、件数で 28.9%の減となり、金額では 35.3%の減となりました。

減少の主な要因としましては、返礼品事業者との調整不足により、適切な時期にふるさと納税ポータルサイトの掲載を行えなかったことや、返礼品の情報を効果的に発信できなかったことなどが挙げられます。

本年度からは体制強化のため、住民企画課内にふるさと納税係を新設し、公約であるふるさと納税額 1 億円を目標として、皆さまのご協力とご支援をいただきながら事業を推進してまいります。

また、令和 6 年度の企業版ふるさと納税については、11 社から総額 2,830 万円のご寄附をいただきました。

改めまして、全国の寄附者の皆さまと企業の皆さまのご厚志に深く感謝を申し上げますとともに、寄附金については、ご趣旨に沿い活用させていただく所存であります。

次に、交通安全推進運動についてであります。4 月 9 日、中央公民館において、関係者等 113 名の参加により、交通安全推進町民大会を開催いたしました。

この大会において、「町内における交通事故死ゼロ日運動」の目標 500 日を令和 7 年 2 月 7 日に達成したこと、新たな目標を 1,000 日と定め、また、「町民による交通死亡事故ゼロ日運動」の目標 1,000 日を令和 7 年 1 月 5 日に達成したこと、新たな目標を 1,500 日と定め、目標達成に向け関係機関はもとより、町民の皆さまとともに運動を展開し、悲惨な交通事故のない明るいまちづくりに向けて決意を新たにしましたところあります。

次に、春の町内一斉清掃についてであります。4 月 20 日に「市街地区・春の道路一斉清掃」を実施いたしました。市街地自治会の皆さまのご協力により、冬期間の車等のスリップ防止に使用したびり砂利を大型トラック 2 台分、約 10 立方メートルと、その他道路に捨てられていたごみ約 160 キログラムを収集・処分いたしました。

また、5 月 30 日の「ごみゼロ日運動の日」に先駆け、5 月 10 日に「道路クリーン作戦」を実施いたしました。35 名の町民の皆さまに参加いただき、中央公民館から活汲方面の町道 3 号線に捨てられたごみの回収を行ったところです。

市街地以外の自治会と各種団体の皆さまにおかれましても独自の清掃活動を実施し

ていただいておりますことに感謝を申し上げますとともに、今後とも町内美化活動を継続してまいります。

次に、町有林Ｊークレジット創出事業についてであります。５月１３日、津別町町有林Ｊークレジット認証・販売業務に係る公募型プロポーザルによる選定方式で提案会を実施いたしました。３社から事業目的に沿った提案を受け、当事業プロポーザル委員会で審査した結果、優先交渉権者となる事業者を東京都の株式会社ステラグリーンに決定し、６月下旬の協定締結に向けて準備を進めることとしたところです。

なお、協定締結後に開始されますモニタリング調査を経て数量が確定し、その後、認証審査機関にてクレジット認証され、販売することになります。その収入を町の林業・林産業施策の推進に還元し、経済性と公益性に配慮した持続可能な社会の実現を図ってまいります。

次に、高齢者に対するお祝いについてであります。５月１６日、土屋幸子様、菅原八重野様が１００歳の誕生日を迎えられましたことから、今後とも益々のご健勝を願い、記念品を贈り祝意を表したところです。

次に、ふるさと応援Ｈ（英知）プログラムによる寄附についてであります。５月１６日、札幌市中央区のエア・ウォーターの森において寄附授与式があり、出席いたしました。

このプログラムは、道内市町村の環境保全等の取り組みに対し、エア・ウォーター北海道株式会社が主催する財団より寄附されるもので、本町の本質バイオマスの取り組みが評価され、寄附額の上限額であります１,０００万円のご寄附をいただいたところです。

寄附金につきましては、現在計画しています本質バイオマスエネルギーセンターの建設等、達美地区における福祉施設への熱供給に向けた取り組みに活用してまいります。

次に、町民植樹祭についてであります。５月１８日、網走南部森林管理署との共催により開催いたしました。

当日は関係者を含め６２名が参加し、オホーツク総合振興局東部森林室職員による植樹指導のもと、カラマツの苗木４００本を恩根町有林内に植栽いたしました。

また、本年も植樹祭に対しまして、社会福祉法人恵和福祉会様から苗木と実施看板を提供していただき、改めましてお礼を申し上げる次第であります。

今後とも愛林のまちとして豊かな森林環境の造成に努めてまいります。

なお、今議会におきまして、人事案件、条例制定等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し、質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎同意第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、同意第4号 津別町監査委員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程となりました、同意第4号 津別町監査委員の選任についての説明をさせていただきます。

津別町監査委員 藤村勝氏は、令和7年5月31日をもって任期満了となりますので、改めて藤村勝氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご承知のとおり、藤村氏は前職であります津別郵便局長として行政事務、財務業務に精通されておりましたが、平成25年に津別町監査委員として選任させていただきまして、3期12年にわたり数多くの貴重なご意見、的確なご指摘を受けているところでありまして、町、行政にとってもとても有用な事務を行っていただいております。ぜひ再任をお願いしたいと思ひまして、判断させていただいたところでございます。

なお、住所および生年月日は議案書に記載のとおりでありまして、任期につきましては令和7年6月1日から令和11年5月31日までの4年間となります。

以上、説明とさせていただきますので、ご同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

◎同意第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、同意第5号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程になりました、同意第5号 固定資産評価員の選任についてであります。地方税法第404条の規定によりまして固定資産税を課税するにあたって、固定資産を適正に評価する評価員を各市町村に設置することとなっており、本町におきましては、担当課長を選任させていただいております。

4月1日の人事異動に伴い、前任の住民企画課長 加藤端陽にかえて、新たに設置しました税務財政課の課長 菅原文人を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。

同意方よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第 5 号は同意することに決定しました。

◎承認第 2 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度津別町一般会計補正予算（第 11 号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

税務財政課長補佐。

○税務財政課長補佐（小西美和子さん） ただいま上程となりました、承認第 2 号について説明いたします。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり各歳入の確定を基本とする補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、3 月 31 日付で地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をさせていただいたものであります。

補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条につきましては、第 1 項で歳入歳出予算から、それぞれ 2,697 万 9,000 円を減額し、予算の総額を 78 億 5,911 万 6,000 円とするものであります。

第 2 項および第 2 条以降につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては歳出から説明いたしますので、29 ページから 30 ページをご覧ください。

なお、補正内容につきましては、各事業費の確定または収入額の確定による精査、財源内訳の補正、一般財源剰余金の基金への積み立てとなりますので、主なものについてのみの説明とさせていただきますので、ご了承願います。

また、各特別会計の繰出金の補正につきましては、各会計の精査によるものとなりますので、説明は割愛させていただきます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 3 財政管理費は 32 ページになります。財政調整基金積立金は、一般寄附分 111 万円、一般財源剰余金 1 億 3,813 万 2,000 円および繰り替え運用による利子の増等で、計 1 億 4,822 万 5,000 円の増額です。

その下の減債基金積立金は、利子分で 29 万 3,000 円の増額です。公共施設等整備基金積立金は、基金積立の内規により基金取崩額の 1 割程度の積み立てを行うもので、利子の確定清算とあわせ 1,994 万 4,000 円の増額です。

目 5 財産管理費、下段の土地開発基金積立金は、町有地の売却収入分 280 万 1,000 円の増額です。項 2 地域振興費、目 1 企画総務費、38 ページになります。上段の地域振興基金積立金は、教育費指定寄附分 100 万円および繰替運用による利子の増等で計 161 万 7,000 円の増額です。その下、ふるさと津別応援基金積立金は、寄附額および利子の確定清算により 725 万 4,000 円の増額です。

45 ページをご覧ください。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費は、50 ページになります。上段の社会保障事業基金積立金は、地方消費税交付金のうち増税分である社会保障財源分の額等が確定したことにより 1,079 万 3,000 円の増額です。

61 ページから 62 ページをご覧ください。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、病院施設整備基金積立金は、繰替運用等による利子分で 98 万 8,000 円の増額です。

65 ページをご覧ください。款 6 農林業費、76 ページに飛びます。項 2 林業費、上から 2 段目の丸玉木材森づくり基金積立金は、利子分の増額です。

これ以降につきましては、全て歳入の確定に伴う事業費の精査と財源内訳のみの補正となりますので、説明を割愛させていただきます。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページをご覧ください。

歳入につきましては、実績による補正となりますので、主なものについてご説明いたします。

款 1 町税は、各税目の納付見込額により補正するものですが、項 1 町民税では、実績見込みにより 595 万 6,000 円の増。項 2 固定資産税は 1,574 万 2,000 円の増額です。

5 ページから 6 ページをご覧ください。中段下の款 7 地方消費税交付金は 1,208 万 4,000 円の増額で、交付額 1 億 2,308 万 4,000 円のうち 6,548 万円は、社会保障財源分

として社会保障事業基金に積み立てるものです。

下段の款 9 地方特例交付金、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税に係る補填として 453 万 2,000 円の増額です。

7 ページから 8 ページをご覧ください。款 10 地方交付税は特別交付税で 4,055 万 4,000 円の増額です。特別交付税の交付確定額は 1 億 9,055 万 4,000 円、前年比 1,931 万 2,000 円の減となったところです。

11 ページから 12 ページをご覧ください。中段の款 14 国庫支出金は、1,854 万 5,000 円の減額、15 ページから 16 ページになります。上段の款 15 道支出金は 850 万 6,000 円の減額となります。

19 ページから 20 ページをご覧ください。中段下の款 16 財産収入は 1,703 万 5,000 円の増額ですが、項 1 財産運用収入、目 2 利子及配当金の増および次ページになります。項 2 財産売払収入、目 2 動産売払収入のオフセット・クレジット売払収入の増が主な要因となります。

款 17 寄附金は 588 万円の減額です。目 2 総務費寄附金で、ふるさと納税寄附金の減が主な要因です。

款 18 繰入金 は次ページにわたりますが、対象事業費等の精査で 2,982 万 5,000 円の減額です。

27 ページから 28 ページをご覧ください。款 21 町債は、各事業の精査により 5,860 万円の減額となります。

歳入の説明は以上となります。

補正予算の条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第 1 項の内容となるものです。

第 2 条は継続費の補正で、第 2 表継続費補正のとおり学校給食センター建設工事で年割額を変更するものです。

第 3 条は繰越明許費補正で、第 3 表繰越明許費補正のとおり低所得世帯支援給付金事業の変更 1 件を補正するものです。

第4条は地方債補正で、第4表地方債補正のとおり事業精査により12事業の限度額を変更、1事業の廃止をするもので、限度額合計を10億8,835万3,000円とするものです。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、承認第3号についてご説明をいたします。

専決の理由につきましては、専決処分書のとおり道支出金等の額の確定および保険

給付費等の補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日付で専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により承認を求めるものでございます。

補正の条文第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 6,682 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 億 7,984 万 7,000 円とするものです。

第 2 項につきましては、後ほどのご説明といたします。

歳出からご説明いたします。7 ページ、8 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は総務一般事務経費の精算により 87 万 9,000 円の減額です。

11 ページ、12 ページになります。款 2 保険給付費は、療養給付費等の確定により 6,530 万 8,000 円の減額です。

15 ページ、16 ページになります。款 3 国民健康保険事業費納付金は、財源内訳のみの補正です。

款 4 保険事業費は、各助成事業費の確定に伴う精査で 402 万円の減額です。

17 ページ、18 ページになります。款 5 基金積立金の内訳は、道補助金の精査の結果、交付金の超過分の次年度返還分として 318 万 3,000 円、保険給付費等特別交付金の確定に伴い 133 万 7,000 円の増額で、利子積み立てを含めまして合計 458 万 7,000 円の増額となります。

続いて歳入となります。3 ページ、4 ページをお開きください。

歳入につきましては、先に説明いたしました歳出の事業完了精査にあわせて、財源も精査をするものでございます。

款 2 道支出金は額の確定により 6,702 万 3,000 円の減額です。

款 3 財産収入は、国民健康保険基金利子で 6 万 7,000 円の増額です。

款 4 繰入金は、事業完了に伴う精査ですが、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金で 123 万 8,000 円の減額。項 2 基金繰入金で 244 万 4,000 円の増額となり、合計で 120 万 6,000 円の増額です。

最初の条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしました内容を、それぞ

れ款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第1項の内容になるものでございます。

以上、専決補正についてご説明申し上げましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、承認第4号についてご説明をいたします。

専決の理由につきましては、専決処分書のとおり主に保険料、諸収入等の額の確定、事業完了精査による補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕

がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日付で専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により承認を求めるものでございます。

議案条文は第 1 条第 1 項といたしまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 265 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 385 万 3,000 円とするものです。

第 2 項は、後ほどご説明をいたします。

歳出からご説明いたします。5 ページ、6 ページをお開きください。

款 1 総務費では、各事業費の精査により 189 万 9,000 円の減額です。

7 ページ、8 ページになります。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金においては、納付金の確定により 61 万 3,000 円の減額です。

款 3 諸支出金は、過年度還付金等の額の確定による精査で 13 万 8,000 円の減額です。

続いて歳入の説明をいたします。3 ページ、4 ページにお戻りください。款 1 後期高齢者医療保険料は保険料額が確定し、全体で 58 万円の減額です。

款 2 繰入金は、事業完了精査に伴うもので 193 万円の減額です。

款 4 諸収入は、各費目の確定により 14 万円の減額となります。

補正予算の条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出予算の内訳を款項の区分ごとに整理したものでございます。補正総額については、第 1 項の内容となるものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 4 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第 5 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、承認第 5 号についてご説明をいたします。

専決の理由としましては、次のページの専決処分書のとおり、保険料、国、道支出金、支払基金交付金、繰入金等の額の確定による補正で、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 3 月 31 日付で専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により承認を求めるものでございます。

議案条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項として、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 4,473 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 6 億 4,864 万 9,000 円とするものです。

第 2 項につきましては、後ほどご説明させていただきます。

歳出からご説明いたします。7 ページ、8 ページをお開きください。

款 1 総務費は、7 ページから 11 ページになりますが、額の確定による精査で 133 万 4,000 円の減額です。

11 ページになります。給付費も額の確定による精査で、款 2 保険給付費も額の確定による精査で 8,664 万 6,000 円の減額です。

令和6年度の介護保険実績報告書につきましては、ただいま担当係でまとめておりますので、6月議会で配付させていただく予定としております。

17ページから24ページ上段までの款3地域支援事業費は、事業終了による額の確定の精査で363万2,000円の減額です。

23ページ中段の款4基金積立金は、国庫支出金等の額確定により4,759万円の増額。

款5諸支出金は、還付金の額確定により70万9,000円の減額です。

続いて歳入の説明をいたしますので、3ページ、4ページにお戻りください。

款1保険料は、額の確定による精査で84万5,000円の増額です。

款2国庫支出金、款3支払基金交付金、款4道支出金は介護給付費調整交付金地域支援事業交付金の額が確定いたしましたので、款2国庫支出金で559万8,000円の減額、款3支払基金交付金が1,844万6,000円の減額、款4道支出金が847万8,000円の減額です。

5ページになります。款5財産収入は、介護給付費準備基金利子として11万3,000円の増額です。

款6繰入金は、繰入額の確定により1,316万8,000円の減額になります。

それでは、補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したものであります。

補正総額については第1項の内容となるものです。

以上、専決補正について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 5 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 26 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 26 号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（菅原文人君） ただいま上程となりました、議案第 26 号を説明させていただきます。

説明資料の 2 ページをご覧ください。

このたびの税条例の改正理由につきましては、現在の経済情勢等を踏まえ、令和 7 年度の地方税制の改正を行うため、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律などが施行されたことに伴い、津別町税条例の一部を改正するものです。

今回の改正内容の主な内容についてですが、町民税において特定親族特別控除が創設されたことに伴い、関連する規定の整備を行います。

軽自動車税においては、二輪車の車両区分に 125 cc 以下かつ最高出力 4.0 キロワット以下のものが原動機付自転車に追加されたことに伴い、標準税率に係る二輪車の車両区分の見直しを行います。

次に、条文ごとの改正内容につきましては、4 ページ以降、新旧対照表を掲載しておりますが、資料の 2 ページから 3 ページに改正概要を一覧表としておりますので、この一覧表にてご説明します。

第 18 条は、公示送達についてインターネットを用いる方法の定義を示した省令改正

に伴う改正です。

第 18 条の 3 は、第 18 条の改正に伴う規定の整備です。

第 34 条の 2 は、町民税において、所得控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加しております。

第 36 条の 2 第 1 項は、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備です。

36 条の 2 第 10 項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴う項ずれの反映です。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項は、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について、特定親族を追加しております。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項は、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備です。

第 63 条の 2 は、マイナンバー法改正に伴う項ずれの反映です。

第 82 条は、主な改正内容でご説明しました軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正です。

89 条第 2 項は、マイナンバー法の改正に伴う項ずれの反映と、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備です。

第 90 条第 2 項および第 3 項は、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定の整備です。

第 139 条の 3 および第 149 条は、マイナンバー法の改正に伴う項ずれの反映です。

附則第 10 条の 2 は、地方税法改正に伴う項ずれの反映です。

附則第 10 条の 3 は、固定資産税において、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することの規定の新設と、項ずれによる改正です。

附則第 10 条の 4 および附則第 10 条の 5 は、地方税法改正にあわせて規定の削除を行っております。

附則第 10 条の 6 は、地方税法改正にあわせて条ずれの反映です。

附則第 16 条の 2 の 2 は、加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例の新

説です。

議案にお戻りいただきまして、ただいま説明いたしました内容について改正条文としたものです。

この議案の6枚目になりますが、附則としまして、第1条施行期日については、公布の日としていますが、法律施行日が4月1日でありますので空白期間を埋めるために令和7年4月1日から適用させる規定を設けております。

ただし、第1条第1号第2号および第3号に掲げる規定については、それぞれ各号の定める日からの施行となります。

第2条は公示送達に関する経過措置、第3条は町民税に関する経過措置、第4条は固定資産税に関する経過措置、第5条は軽自動車税に関する経過措置、第6条は町たばこ税に関する経過措置となります。

以上、改正内容の説明とさせていただきますので、原案にご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 27 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 27 号について内容のご説明をいたします。

資料の 23 ページをお開きください。

改正理由は、1 点目は地方税法施行令の一部が改正されたためで、2 点目は、5 月 9 日に開催した津別町国民健康保険運営協議会において、令和 7 年度国民健康保険税の税率について諮問し答申を受けましたので、これに基づき所要の改正を行うものです。

改正内容の説明をいたします。30 ページをお開きください。

上段の表になります。地方税法施行令の一部改正により、医療保険分および後期支援分に係る課税限度額をそれぞれ 65 万円から 66 万円に、24 万円から 26 万円に改正いたします。

次の基準額一覧表をご覧ください。低所得者に係る軽減措置の拡大として、2 割軽減、5 割軽減に係る所得判定基準を、それぞれ 54 万 5,000 円を 56 万円に、29 万 5,000 円を 30 万 5,000 円に引き上げいたします。

次に、税率改正の説明をいたします。下の表をご覧ください。

今回の改正案と現行の税率の比較表です。昨年の税率改正で単身、低所得者が多いという状況から、平等割を抑えて均等割と所得割で調整を行うこれまでの改正を検討し直し、令和 12 年度に北海道統一保険料になることを見据え、今後の改定については低く設定していた医療、後期、介護の平等割を 1 割程度引き上げることとし、所得割、均等割については状況を見ながら見直していくという方針としたところです。今年度についても同様の改定を行うものであります。

31 ページをお開きください。令和 7 年度津別町国民健康保険税の税率改定の基礎データおよび試算です。

1 は被保険者データ、2 は北海道から示された国保事業納付金と必要賦課総額です。

加入世帯数、被保険者数と課税所得は毎年減少しており、令和7年度の国保事業納付金の軽減前の賦課総額の合計は1億4,776万7,286円を必要とし、昨年と比較しては1,062万2,510円の減額となりました。3の税率改定後の賦課総額の試算表をご覧ください。被保険者データをもとに法改正による賦課限度額と軽減判定所得の額を反映させ試算したものでございます。表の中の黒枠部分が今回の改定案です。

改めて昨年の改定時の説明となりますが、12年までに平等割を平均まで引き上げるためには、毎年7%程度の引き上げが必要となり、所得の変動に伴い応益割も毎年変更されることや、今後も納付金の算定方法の変更が見込まれることから急激な保険税上昇を抑えるために、必要に応じ基金を投入しながら平均に追いつくまで平等割は10%程度の引き上げが必要と判断しており、他市町村の動向を伺い、状況に応じながら所得割や均等割の改定をするところとあります。今年度それぞれの平等割を10%程度引き上げ試算した結果、賦課総額の確保率は93.7%となり1,075万4,156円の不足で、資料に記載はございませんが軽減相当を含む収入見込額でも1,010万2,852円が不足となりますので、不足分は現在8,200万円ほどの残高があります基金で賄うことで国保運営協議会の答申を得たところでございます。

32ページをお開きください。4、税率改定後の限度額超過世帯および軽減対象数の試算結果です。記載のとおりでございます。

5の被保険者の保険税の平均額の試算結果です。改定前の試算額に比べまして平等割を引き上げるにより試算上1人当たり1世帯当たりともに0.9%程度の増額となります。

33ページをお開きください。国民健康保険税改定後のモデル世帯による試算結果の比較表です。国保に加入する世帯の人数別で、例としてモデル比較をしてみました。(1)の被保険者が1人の世帯の場合で、上段のケースは60歳で農業所得が420万円の場合で、改正前と比べ平等割引き上げ分が増額となります。

2と3は軽減判定基準の改定により軽減が変更になり、平等割が引き上がっても改正前と比較して下がる資産のケースとなります。

(2)の被保険者が2人の世帯の場合ですが、上段は所得の多い世帯になりますが平等割の引き上げにより介護分が賦課限度額超過となり、通常10%分の引き上げとな

るところ 2,900 円の増額となります。

中段、下段はそれぞれ 5 割、7 割軽減適用の例で、介護賦課がないケースとなっております。

(3) は被保険者が 3 人以上いる場合といたしました。中段、下段は未就学児のいる家庭で、下段は 2 割軽減家庭を想定しております。総体的に軽減判定基準の改正があり、境界線にある世帯では保険料が下がる見込みではありますが、そのほかはいずれも平等割の改正分程度を限度の増額となる見込みでございます。

23 ページにお戻りください。新旧対照表では、ただいまご説明いたしました後期支援分の賦課限度額および軽減判定所得の基準額の改正と、税率の平等割の引き上げを改正したものでございます。

議案にお戻りください。

説明しました内容を条文化したものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後のは規定は令和 7 年 4 月 1 日から適用することとし、改正後の規定は令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険については、なお従前の例によるものとしております。

以上、内容についてご説明いたしましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 27 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 28 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 28 号 財産の取得について（小・中学校情報教材（タブレット））を議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口正樹君） ただいま上程となりました、議案第 28 号について説明させていただきます。

本件につきましては、小・中学校にて更新するタブレットの備品購入において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、小・中学校情報教材（タブレット）です。

次ページにあります別紙内訳をご覧ください。取得する目的は G I G A スクール構想における児童生徒 1 人 1 台端末の更新となり、財産の所在、場所は津別小学校と津別中学校となります。

種類としましては、i P a d 128 ギガバイト以上、本体カバー、キーボード等の付属部品なども同時に更新の予定となっております。数量につきましては、津別小学校が児童用が 145 台、指導者用 20 台、予備機 21 台の計 186 台、津別中学校が生徒用 83 台、指導者用 16 台、予備機 12 台の計 111 台となり、合計で 297 台となります。

議案のほうにお戻りいただきまして、契約の方法につきましては、北海道で実施されました北海道公立学校情報機器共同調達一般競争入札により決定した事業者との随意契約となります。

取得金額は 1,986 万 3,360 円（うち消費税および地方消費税額 180 万 5,760 円）となっております。

取得の相手先は札幌市中央区南 1 条西 3 丁目 2 番地、大丸株式会社代表取締役 芹

田昭彦となります。

納期については、令和8年3月31日までを予定しております。

以上、内容の説明をいたしましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、議案第29号 財産の取得について（除雪トラック）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（中橋正典君） ただいま上程となりました、議案第29号について説明いたします。

本件につきましては、除雪トラックの購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産の名称は、除雪トラック、1台。平成18年度に購入した除雪トラック

を更新するもので、今後も除雪トラック 3 台の体制を維持しようとするものであります。

納入場所は、津別町字豊永 18 番地 1、除雪センターとなります。

契約の方法につきましては、指名競争入札。

取得金額は 7,029 万円です。うち消費税および地方消費税額 639 万円です。

取得の相手先は、北見市栄町 1 丁目 3 番地 5、東北海道いすゞ自動車株式会社北見支店 支店長林利美となります。

それでは、説明資料の 34 ページをご覧ください。

購入する車両の主な仕様について記載していますが、10 トンダンプ、6 輪全駆動、前方と車体中央に除雪装置を備えた既存の除雪トラックと同じ能力のものとなります。なお、納入期限は令和 8 年 3 月 31 日としております。

以上、内容の説明をいたしましたので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 29 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本臨時会に付議されました事件は全て終了しました。
これで令和7年第3回津別町議会臨時会の会議を閉じ閉会します。
ご苦労さまでした。

（午前10時59分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員